

神奈川県建築基準条例の一部改正の概要

1 改正の趣旨

平成28年1月15日に「建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」が公布され、神奈川県建築基準条例で引用している建築基準法施行令の「第129条の2」が「第129条」へ、「第129条の2の2第2項」が「第129条の2第3項」へ改正がなされました。これに伴い本条例で引用する条項を改めることとしました。

2 改正の内容

神奈川県建築基準条例第51条の4中「第129条の2第2項」を「第129条第2項」に、第52条中「第129条の2の2第2項」を「第129条の2第3項」に改めることとしました。

3 施行日

平成28年6月1日から施行する。